

督促状

市税について納期限までに納付の確認ができないため、督促状に記載された使用期限までに納めてください。

使用期限までに完納されないときは、滞納処分を行います。

督促状について不服がある場合はご連絡ください。

延滞金について

市税の納付が遅れると、市税以外に「延滞金」の納付が必要です。

督促状に記載された延滞金は、督促状発送日時点での金額となります。納めた日によっては延滞金が変わります。その場合は、後日郵送される延滞金の納付書で納めてください。

<延滞金の計算方法>

納期限の翌日から市税を納めた日までの日数を以下の割合でかけて計算します。

①年 2.6%（納期限の翌日から1か月間）

②年 8.9%（①の期間以降）

※上記延滞金の割合は2020年1月1日から2020年12月31日までのものです。

◎納付の確認には、時間がかかります。すでに納めてある場合は、督促状を破棄してください。

◎連絡先

浜松市役所 財務部 税務総務課

TEL：053-457-2261

時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝、12/29～1/3を除く）

催 促 书

因市税在应缴期限内未能确认已经缴纳，故请在“催促书”所记载的使用期限之前缴纳。
如在使用期限内未能全额缴纳时，将会受到惩缴滞纳金处分。
如对本催促书不能接受，请联系。

关于滞纳金

未能按时缴纳市税者，除缴市税以外还须缴付“滞纳金”

催促书上所记载的滞纳金金额是至本催促书发送之日的金额。根据缴纳日期不同，延滞金金额会有所变化。这种情况下，请按日后邮寄给您的延滞金缴付单据缴纳。

< 滞纳金的计算方法 >

根据缴纳期限的次日至缴纳市税之日的天数，按以下方式计算。

- ①年百分之 2.6（滞纳期限的次日开始至一个月的期间内）
- ②年百分之 8.9（超过①之期限者）

※上述滞纳金的比率适用于 2020 年 1 月 1 日至 2020 年 12 月 31 日。

◎确认是否已经缴纳会需要一定时间。当在业已缴纳后收到催促书时，请弃之。

◎联系地址

滨松市役所 财务部 税务总务科

电话：053-457-2261

时间：上午 8：30——下午 5：15（星期六、日，节假日及 12/29----1/3 除外）